

# 「いじめ」防止基本方針

「いじめを許さない北山小学校」  
(令和8年3月19日改訂)

## 1 「いじめ」についての定義 (文部科学省より)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。おこった場所は学校の内外を問わない。」

## 2 いじめの発生を未然に防ぐために・・・学校の取組の基本

- ・学ぶ楽しさや学ぶよさを感じる学習、実感の伴った学習を進めるための授業改善に取り組む。
- ・深く児童を理解することに努め、生徒指導や人権教育の充実を図る。
- ・主体的・対話的な取り組みの中から自分の思いを伝え育み、相手を尊重する気持ちを育てる。
- ・すべての教職員が常に人権感覚を磨き、子どもの多様な価値観を理解し、子どもの人権を尊重する。

学校教育目標

「 純朴にしてたくましい子ども ～北山を愛し、北山に誇りを持つ子どもの育成～」

本年度の重点 「 自分の言葉で伝えよう 自分の考え 友だちのよさ 」

- 【学習指導】 「主体的に学ぶ子ども ともに高め合う子ども」を目指し、「わかる・できる・楽しく友と学び合う授業づくり」に努める。
- 【生徒指導】 様々な方法で学級の人間関係をつかみ子ども達の理解に努める。  
「集団生活の意味理解」「ルールを守る意識」の育成に努める。  
情報モラルを理解し、情報端末の正しい利用について指導・支援する。
- 【人権教育】 一人ひとりの違い（多様性、価値観）を尊重し、相手も自分も認め合えるような多様性を包み込む学校生活を支援する。
- 【仲間作り】 「体験活動」や「集団生活」「縦割り活動」等を通して仲間を尊重する気持ちを育む。
- 【学級・児童会】 過ごしやすい学級、学校を目指した話し合いや委員会活動などを通して、自ら考えて行動する力を育成する。

## 3 「いじめ」に発展する前に・・・早期発見・早期対応のために

学校では・・・児童理解の工夫

- ・学期毎に相談週間を位置付け子どもと向き合う。
- ・毎月の生活アンケート、SOSシート等の活用
- ・「相談窓口(保健・校医)」やミニサポートルームの活用
- ・児童の記録からの理解(日記、カード等)
- ・懇談会、家庭訪問 ・なかよし週間の実施
- ・職員会における情報交換会 ・QU検査の活用

家庭では・・・

- 日常的な情報交換を大事にする。
- 子どもの変化を察知し学校と連絡を取り合う
- ・元気がなかったりイライラしたりすることが多くなる
- ・頭痛腹痛の訴えやふさぎ込み
- ・攻撃的暴力的傾向が増える など

気になる様子があった場合、次のページに則って対応します。

いじめはどの子にも起こりうるという立場で指導しております。お子さんの気になる姿等がありましたら、学校にご相談ください。(校長)

※方針の概要を裏面に記載しています。詳細につきましては、学校にお問い合わせください。

※茅野市のいじめ対策基本方針につきましては、茅野市ホームページにてご確認ください。

# いじめ防止のための対応方針 【組織的な対応を図ります】

(日常生活の中で)

いじめの発見に向けて

(定期的な調査から)

- 家庭からの連絡帳で
- 本人の訴えから ○友達の話から
- 職員から
- 学童クラブ、星空館からなどから

- ケンカ、争いなど
- いたづら、悪口など
- 表情の変化 登校しぶり
- 友だち関係の変容

- 生活アンケート (月 1~2 回)
- Q・U 検査 (年 1 回 5 月実施)
- 相談週間での個別面談 (学期毎)
- 日常的な相談・観察

- 学年会
- 教務会
- 学童クラブ、星空館との連絡等

**いじめ事象の発見**

- 児童支援委員会
- ・いじめ(防止)対策委員会

**(いじめが発覚した際は、重大事態の可能性を考え、児童・保護者に寄り添った早急な対応をめざす)**

外部との連携：市教委、子ども・家庭支援拠点「育ちあいちの」、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署等

校長・教頭

発見者からの報告

こどもサポートコーディネーター・生徒指導

緊急対応指示

情報収集と緊急対応

- <事実連絡報告>
- ・市教委 (必要に応じ)
  - ・県教委
  - ・諏訪校長会長
  - ・市校長会長
  - ・PTA 会長

- 保護者へ
- ・管理下で起きたことの謝罪
  - ・正確な事実関係の報告
  - ・今後の対応

- ①対象児童 事実関係把握のための聞き取り (可能な範囲で)
  - ・心のケア・全面的支援・安全確保
- ②関係児童 事実関係把握のための聞き取り (状況・経過・背景)
- ③周囲の児童 事実関係把握のための状況の聞き取りと同時に、動揺を与えない指導に取り組む。

- 【緊急職員会議】(必要に応じ)
- ・情報の共有
  - ・役割分担の確認
  - ・留意事項の確認

- 【いじめ(防止)対策委員会】校長の方針を受け具体的な対応を確認する
- 事実確認・・・緊急対応で得た情報の共有と事実関係の確認
  - 児童、保護者、関係諸機関と対応のあり方の確認
  - 全職員で対応するための役割分担の確認 「チーム学校」

- 【保護者説明】
- ・直接会い、誠意を持って話します。
  - ・事実を正確に伝えます。
  - ・学校、家庭での様子の情報交換を行っていきます。
  - ・いじめ根絶の意思と取り組みを具体的に伝え、理解を得るように努めます。

- 【職員会議開催】
- ・事実の全体像の報告・再発防止に向けて話し合う。
  - ・継続的支援の方向について話し合う。
  - ・家庭に不安解消までの緊密な連絡とケアのあり方を話し合う。

- 【経緯の説明会】(必要に応じ)
- ・当事者及び学校で事実を事前に説明し、説明会開催の場合には、承諾を得るようにします。
  - ・事前に会の方向を市教委に相談します。

- ①対象児童 児童の辛い心情への共感及び児童のプライバシーや自尊感情を尊重し、時間をかけた心のケアを行います。辛い気持ちを吐露できる支援や、止めて欲しいと意思表示できる支援、不安解消に至るまで継続的な支援を行います。
- ②関係児童 友だちの苦しみ、痛みを考えさせると共に、事実をもとに、原因を共に考え、解決の方向を共に探ります。いじめに至った経緯に立ち、自分の言葉で謝罪ができるよう支援していきます。保護者にも共に考えてもらうよう働きかけます。
- ③周囲の児童 いじめられている児童の辛さへの共感・集団の力で阻止できることへの希望を抱けるような指導を行います。いじめは許されないこと、悲しい思いをした時はどの先生でもよいので伝えることを指導します。

- 継続的な支援
- 再発防止への取組